

平成 30 年度 全日本少年・少女武道錬成大会 宿泊・お弁当 お申込書

※宿泊のみ、お弁当のみのお申込みでも可能です。(FAX:03-6730-3230)

株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス御中

別紙パンフレットに記載の旅行条件に同意します。また、個人情報の提供について同意のうえ、以下の旅行に申し込みます。

参加競技種目名 <small>(該当に○印をつけてください)</small>	合気道・弓道・剣道(21日 or 22日)・空手道・柔道・銃剣道・少林寺拳法・なぎなた						
ふりがな					ふりがな		
道場名(団体名)					事務連絡 担当者名		
ふりがな	〒			-			
事務連絡先住所 (書類発送先)							
TEL					FAX		
日中の連絡先 (携帯電話など)					大会当日の引率者 および連絡先	引率者名:	携帯電話:

◆宿泊のお申込み◆

ご希望のホテル欄にお部屋数または宿泊者数をご記入ください。満室等でご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。

【シティホテルタイプ】 お部屋数をご記入ください。

地区	ホテル名	食事 条件	部屋タイプ <small>(バス・トイレ付)</small>	料 金 <small>(1人様あたり)</small>	宿泊日		宿泊者内訳
					月 日()	月 日()	
九 段 下	ホテルグランドパレス	朝食付	シングル	16,800 円	室	室	大人()名
			ツイン	12,800 円	室	室	中学生()名
			トリプル	11,800 円	室	室	小学生()名
半 蔵 門	ホテルモントレ半蔵門	朝食付	シングル	18,000 円	室	室	幼 児()名
			ツイン	13,700 円	室	室	朝食無しの場合は
			トリプル	12,500 円	室	室	マイナス1,000円～
永 田 町	都市センターホテル	朝食付	シングル	17,000 円	室	室	1,700 円となります。
			ツイン	15,000 円	室	室	
			トリプル	11,700 円	室	室	

※幼児(0~6才)の添い寝(食事、ベッドなし)は無料となります。※添い寝対象者は 未就学児までとさせていただきます。

【旅館タイプ】 宿泊者人数を男女別にご記入ください。

地区	宿泊先名	区分	食事 条件	料 金 <small>(1人様あたり)</small>	宿泊日		宿泊日		ご案内
					月 日()		月 日()		
					男	女	男	女	
本 郷	鳳鳴館	大 人	朝食付	8,800 円	人	人	人	人	和室の定員は4名様 となります。 ※添い寝の場合は この限りではござい ません。 大人1名様につき 添い寝1名様まで となります。
		中学生	朝食付	8,800 円	人	人	人	人	
		小学生	朝食付	6,300 円	人	人	人	人	
浅 草	助六の宿 貞千代	大 人	朝食付	10,400 円	人	人	人	人	
		中学生	朝食付	10,400 円	人	人	人	人	
		小学生	朝食付	7,400 円	人	人	人	人	

◆お弁当のお申込み◆ お届け希望日、お弁当の個数を記入ください。

お届け 希望日	月 日()	お弁当の種類	特製弁当(¥1,000)	個
			おにぎり弁当(¥700)	個
			合計:	個

◆備考欄◆ JR券、航空券等の手配希望のお客様はご記入ください。

--	--

★お問合せ先★

近畿日本ツーリストコーポレートビジネス トラベルサービスセンター東日本
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-14-24 西新宿KFビル 3階
TEL: 0570-064-205 FAX: 03-6730-3230
営業時間: 月～金 10:00～17:00(土、日、祝日はお休みです。)
「平成30年度 全日本少年少女武道錬成大会」 担当: 伊藤 美恵/浅木

整理番号

--	--

手配旅行取引条件説明書面

近畿日本'ツーリスト

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

当社が、お客さまのご希望により旅行の手配をお引き受けする場合は、旅行日程表（コース表）、旅行条件書（または見積書）に記載されたもの以外は次のとおりとなります。この取引条件説明書面は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、当社が手配する旅行であり、お客さまと手配旅行契約を締結することになります。
- (2) 当社はお客さまの依頼によりお客さまのために代理、媒介、取次をすることなどによりお客さまが運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- (4) 旅行業務取扱料金は、旅行業法でその取受が認められているもので、当社の旅行業務取扱料金は、法の定めにより、各支店(営業箇所)の店頭に掲示してあります。また、ご希望のお客さまには旅行業務取扱料金表をお渡しいたします。
お客さまが依頼された運送・宿泊機関等が満員、満室等の理由で手配不能となった場合でも原則として取扱料金はお支払いいただきます。

2. 旅行の種類

旅行は、日本国内のみを旅行する「国内旅行」と、それ以外の「海外旅行」とがあります。

3. 旅行の申込み

- (1) 当社はお客さまのご希望による航空券・宿泊券等の手配旅行契約の予約の申込みを所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段により受け付けします。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申込みを受け付けることがあります。
- (2) 団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合当社は契約責任者が団体構成員の一切の代理権を有しているとみなします。
- (3) 当社所定の申込書に必要事項を記入の上、申込金又は旅行代金金額を添えてお申込みください。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

4. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けることを条件に、電話、電子メール、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- (2) 通信契約の申込みの際に、会員は申込みをしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (3) 通信契約は、当社がお申込みの受諾を電話および郵便で通知する場合はその通知を発送した時、電子メール・ファクシミリで通知する場合はその通知が会員に到達した時に成立します。
- (4) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (5) お客さまがクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

5. お申込み条件

- (1) お申込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- (2) 健康を害している方、身体に障がいのある方、妊娠中の方、補助使用者の方等その他の特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とします。
- (3) 当社は、お客さまが次の①から③のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
①お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
②お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
③お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

6. 契約の成立

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2) 当社は、(1)の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
- (3) 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

7. 契約書面のお渡し

- (1) 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- (2) 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによりします。

8. 旅行契約内容の変更

お客さまが契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手数料金を申し受けます。

9. 旅行契約の解除

- (1) お客さまの任意解除
お客さまは下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
①お客さまが提供を受けた旅行サービスの費用
②未提供の旅行サービスに係る取消料その他サービス提供機関の未払い費用
③当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料金
④お客さまの責に帰すべき事由による解除
⑤当社は、お客さまより所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消させていただく場合があります。
⑥お客さまがクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社は旅行契約を解除します。
⑦お客さまが第5項(3)①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
①、②、③の場合、下記の費用はお客さまの負担とさせていただきます。
既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料金
- (2) 当社の責に帰すべき理由による解除
当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客さまは旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

10. 旅行代金

- (1) 当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- (2) 旅行代金は、原則として、旅行出発日の前日までに全額お支払いいただきます。団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。
- (3) 当社は、旅行終了後すみやかにお支払旅行代金の精算をします。

11. 旅行業務取扱料金

- (1) 取扱料金
(イ) 国内旅行の場合 (消費税込)
- | 運送・宿泊機関等の複合手配 | 旅行費用総額の20%以内 |
|---------------|------------------------------|
| 宿泊・運送機関のみの手配 | 1手配につき20%以内
(下限料金 1,080円) |
| 観光その他サービスの手配 | |